

鳴瀬川水系工事实施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）

対 比 表

平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日

国 土 交 通 省 河 川 局

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p style="text-align: center;">鳴瀬川水系工事実施基本計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1</p> <p>2．河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 9</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 9</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 10</p> <p>（3）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 12</p> <p>3．河川工事の実施に関する事項 11</p> <p>（1）主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項 11</p>	<p style="text-align: center;">鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1</p> <p>（1）流域及び河川の概要 1</p> <p>（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 5</p> <p>ア 災害の発生防止又は軽減</p> <p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全</p> <p>2．河川整備の基本となるべき事項 9</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 9</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 10</p> <p>（3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 11</p> <p>（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 12</p> <p>（参考図）鳴瀬川水系図 巻末</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>鳴瀬川水系は、その源を宮城・山形県境の船形山に発し、田川、花川等を合わせ、更に古川市下中の目において、多田川及び新江合川を合わせて、平野部を貫流し鳴瀬町野蒜において、北泉ヶ岳より発する吉田川を合わせ、石巻湾に注ぐ。</p> <p>その流域は、宮城県に属し、面積は1,130km²に及び、古くから宮城県有数の穀倉地帯であり、本水系の治水と利水についての意義は極めて大きい。</p>	<p>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <p>鳴瀬川は、宮城県中央部の太平洋側に位置し、その源を宮城・山形県境の船形山（標高1,500m）に発し、田川、花川等を合わせ古川市付近で多田川及び人工河川である新江合川を合わせて大崎平野を貫流し、東松島市野蒜において、右支川吉田川と合流し太平洋へ注ぐ幹川流路延長89km、流域面積1,130km²の一級河川である。右支川吉田川は、黒川郡大和町の北泉ヶ岳に源を発し、途中南川を合わせ大和町落合地先で左支川善川、右支川竹林川を同時に合わせ流下し、鹿島台町二子屋付近から鳴瀬川と背割堤をはさみ並行して流れ、東松島市野蒜において鳴瀬川に合流する幹川流路延長53kmの一級河川である。</p> <p>その流域は古川市、三本木町をはじめとする3市14町1村からなり、流域の土地利用は山地等が約72%、水田や畑地等の農地が約23%、宅地等の市街地が約5%となっている。流域の約20%を占める水田は我が国有数の穀倉地帯となっておりとともに豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p> <p>鳴瀬川流域は、北方の二つ森及び向山丘陵地帯、西方の奥羽山脈の高峰、南方の北泉ヶ岳等の山地に囲まれ、山間部より流出する諸支川は急勾配であり、本川においても上流部は1/100～1/500と急勾配であるが、平地部において本川は1/2,500～1/5,000と急に緩やかな勾配となる。一方、沿川には、東北新幹線、JR東北本線、JR陸羽東線、JR仙石線、また、東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、国道4号、45号、47号等の基幹交通施設が整備されるなど、交通の要衝となっている。</p> <p>流域の地質については、鳴瀬川の水源地では船形山一帯が安山岩、集塊岩が主であり軟質の凝灰岩、粗礫軟砂岩などの第三紀層と砂礫の洪積層で構成されている。吉田川の水源地は北泉ヶ岳、七ツ森等に火山岩が点在するほかは中鮮新層の粗礫と軟砂岩が分布している。平地である大崎平野のほとんど</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
	<p>が沖積泥土で構成されている。</p> <p>流域の降水量は平野部で1,000～1,200mmの間にあるが、奥羽山脈の東斜面では、年間降水量が2,000mmを越えるような多雨地域となっている。</p> <p>鳴瀬川の上流域（明神堰上流）は山あいを流れる溪流の様相を呈しており、ウグイやヤマメなどが見られ、漆沢ダムの上流にはイワナも生息しているほか、明神堰～新江合川合流点付近までの中流域は、瀬と淵が交互に現れる流れとなっており、特に三本木町～中新田町にかけてはアユの産卵場があるほか、サケも遡上している。新江合川合流点付近～河口までの下流域は、広大な水田の広がる大崎平野の間を緩やかに流れ、フナやウグイなどが生息している。木間塚付近はハクチョウの越冬地となっており、餌付けをする風景がみられる。</p> <p>一方、吉田川ではオイカワやウグイが多く生息しており、13km付近にはメダカも生息しているほか、サケも遡上している。</p> <p>鳴瀬川は、中流部より下流は低平地であり、古くから水害に見舞われてきた。特に、鳴瀬川と吉田川に囲まれた鹿島台町は、閉鎖型氾濫地形を呈しており、水害の常襲地帯であった。そのため、元禄潜穴や明治潜穴といった品井沼干拓事業と一体となった歴史的治水事業が行われてきており、一部流域は幡谷サイフォンを経由して、その潜穴につながり鳴瀬川流域から切り離れた別流域となって現在に至っている。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>治水事業の沿革は、大正6年から宮城県において一部実施したのが始まりで直轄事業としては、大正10年に鳴瀬川の三本木における計画高水流量を1,200m³/sec、吉田川の鹿島台における計画高水流量を560m³/secとして、改修工事に着手し堤防の新設及び拡築並びに護岸、水制等を施工した。</p> <p>その後、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水により計画高水流量を大幅に上回ったので、治水調査会の審議を経て、昭和24年に第1次改定計画を決定しその後新江合川合流量の計画改定に伴い、昭和28年には計画高水流量を鳴瀬川の三本木においては3,000m³/sec、支川吉田川の落合においては1,200m³/secと改定した。更に昭和41年一級河川の指定に伴い、同計画高水流量を内容とする工事実施基本計画を決定し、これに基づき築堤、掘削、護岸等を実施し、現在に至っている。しかしながら、近年における流域の開発状況等にかんがみ、計画を全面的に改定することとし、昭和55年に現計画を決定した。</p> <p>また、砂防工事については、大正7年から荒廃の著しい上流支川において工事に着手して以来、その促進を図っている。</p>	<p>鳴瀬川の治水事業は、明治43年及び大正2年洪水を契機に、大正6年から宮城県において一部実施したのが始まりであり、直轄事業としては、大正10年に鳴瀬川の三本木における計画高水流量を1,200m³/s、吉田川の鹿島台における計画高水流量を560m³/sとして、改修工事に着手し堤防の新設及び拡築並びに護岸、水制等を施工したのが始まりである。</p> <p>その後、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水により計画高水流量を大幅に上回ったので、治水調査会の審議を経て、昭和24年に第1次改定計画を決定しその後新江合川合流量の計画改定に伴い、昭和28年には計画高水流量を鳴瀬川の三本木においては3,000m³/s、支川吉田川の落合においては1,200m³/sと改定した。更に昭和41年一級河川の指定に伴い、同計画高水流量を内容とする工事実施基本計画を決定し、これに基づき築堤、掘削、護岸等を実施してきた。しかしながら、流域の開発状況等に鑑み、計画を全面的に改定することとし、昭和55年に鳴瀬川の三本木においては3,100m³/s、支川吉田川の落合においては1,600m³/sとした工事実施基本計画が改定された。</p> <p>昭和61年8月洪水では、支川吉田川において左岸堤防が4箇所破堤し、鹿島台町が甚大な浸水被害を受けたため、激甚災害対策特別緊急事業の採択により、堤防の整備や河道掘削等の再度災害防止対策を実施した。さらに、水害に強いまちづくりの実現に向け、二線堤等の事業を実施してきている。その後も、平成元年、平成2年、平成5年、平成6年、平成10年、平成14年と、ほとんどの観測所で警戒水位を上回る洪水にたびたび見舞われており、鳴瀬川の流下能力の向上及び新江合川の合流に対応するため、河道掘削等を実施してきている。また、昭和53年6月の宮城県沖地震や平成15年7月の宮城県北部地震により、堤防の法面崩壊、陥没等甚大な被害が発生したため、現在、堤防の拡幅等を集中的に実施している。</p> <p>砂防事業については、大正7年から荒廃の著しい鳴瀬川本川上流支川大滝川において工事に着手して以来、その促進を図っている。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>河川の利用については、舟運は明治の中期まで栄えたが、現在ではほとんど利用されていない。現在本水系は、農業用水としては18,500haに及ぶ耕地のかんがいに利用され、水力発電用としては大正5年に建設された門沢発電所により最大出力900kwの電力の供給に利用されている。更に上水道用水としては、小牛田町、鹿島台町等において利用されている。</p>	<p>河川水の利用については、農業用水として約18,500haに及ぶ耕地のかんがいに利用されており、鳴瀬川中流部には平成14年に鳴瀬川中流堰、平成15年に桑折江堰が農林水産省との共同事業により完成し農業用水の取水が行われている。また、水道用水として三本木町、小牛田町、鹿島台町、松島町等で利用されている。発電用水として大正5年に建設された門沢発電所により最大出力900kwの発電に利用され、さらに工業用水として仙台北部工業用水として利用されている。</p> <p>水質については、鳴瀬川は河口から鹿島台町上水道取水口までB類型、それより上流筒砂子川合流までA類型、さらにそれより上流がAA類型となっている。また、吉田川は河口から魚板橋までB類型、それより上流がA類型となっている。両河川とも観測開始から現在に至るまでほぼ環境基準値を満足している。</p> <p>河川の利用については、舟運は藩政時代から明治の中期まで栄えていたが、現在は上流の加美町の上川原堰の湛水域が国体のカヌー競技会場に利用されるなど、周辺の公園整備等と相まった親水空間として利用されているほか、下中の目付近には「下伊場野水辺の楽校」があり、子供達が川を通して自然学習を体験できる水辺が整備されている。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び利用の現況(水産資源の保護及び漁業を含む。)並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、東北開発促進計画、仙台湾地区新産業都市建設基本計画等との調整を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として、次のように工事を実施するものとする。</p> <p>保全に関しては、三本木、下中の目地区等を洪水から防御するため、既設の漆沢ダムのほか筒砂子ダム、田川第一ダム、田川第二ダム等上流ダム群を建設し、洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行い河積を増大し、護岸等を施工して、洪水の安全な流下を図る。更に、河口部については高潮による災害の防除を図るため、高潮対策を実施する。吉田川については、上流に既設の南川ダムのほか宮床ダム等上流ダム群を建設し、洪水調節を行い下流の洪水の軽減を図るとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行い、河積を増大し、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図る。</p> <p>また、各河川沿岸の低地地域において内水対策を実施するとともに、各河川環境の保全と利用を図るための工事を行う。</p> <p>利用に関しては、新産業都市として指定されている仙台湾地区における水需要に対処するため、水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図る。</p>	<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>鳴瀬川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、鳴瀬川の自然豊かな環境と河川景観を保存・継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状(水産資源の保護及び漁業を含む。)流域の歴史・文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>治水、利水、環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、水質対策等について、農業や下水道等の関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。</p> <p>河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
	<p>ア 災害の発生の防止又は軽減</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、鳴瀬川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い、河積を増大させ、水衝部等には護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる。</p> <p>内水被害の著しい地域については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。</p> <p>堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。</p> <p>また、今後30年間で99%の高い確率で発生すると予想されている宮城県沖地震に鑑み、地震防災を図るため、堤防の耐震対策等を講ずるとともに、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。</p> <p>さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、二線堤等、水害に強いまちづくりに必要な対策を実施する。</p> <p>また、洪水等による被害を極力抑えるためハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえて、本支川及び上下流間バランスを考慮し水系一貫とした河川整備を行う。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
	<p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、新たな水資源開発を行うとともに広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、水道用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため、必要な流量の確保に努める。</p> <p>また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と鳴瀬川の関わりを考慮しつつ、鳴瀬川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行なわれるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、上流部のアユ・ウグイ等の産卵場の保全に極力努める。下流部では、ヤナギ類の中低木やアシなどが繁茂し、冬期にはハクチョウ類が多数飛来する中州や寄州が多く見られ、それらの保全を極力図る。特に、河口部においては、砂丘性植物群落やエドハゼ、ウミウの生息・生育等、特有の生物相を形成する環境の保全を図る。なお、改変を伴う箇所にあたっては、生息地・生育地の復元に努める。さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら外来種の拡大の防止等に努める。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
	<p>良好な景観の維持・形成については、源流の船形連峰や田園地帯などと調和した河川景観の維持・創出に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた鳴瀬川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場等の整備・保全を図る。また、洪水防御のために心血を注いだ先人の治水の歴史と敬水の精神を後世に継承するよう努める。</p> <p>水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら監視、保全に努める。</p> <p>河川敷地の占用および許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p> <p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）																														
<p>2 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項</p> <p>(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>イ.鳴瀬川</p> <p>基本高水のピーク流量は、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水、昭和41年6月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点三本木において4,100m³/secとし、このうち漆沢ダム、筒砂子ダム、田川第一ダム、田川第二ダム等上流ダム群により1,000m³/secを調節して河道への配分流量を3,100m³/secとする。</p> <p>ロ.吉田川</p> <p>基本高水のピーク流量は、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水、昭和33年9月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点落合において2,300m³/secとし、このうち南川ダム、宮床ダム等上流ダム群により700m³/secを調節して河道への配分流量を1,600m³/secとする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <p style="text-align: right;">(単位: m³/sec)</p> <table border="1" data-bbox="103 1034 1070 1220"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th> <th>ダムによる調節流量 (m³/s)</th> <th>河道への配分流量 (m³/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>三本木</td> <td>4,100</td> <td>1,000</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>落合</td> <td>2,300</td> <td>700</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	ダムによる調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)	鳴瀬川	三本木	4,100	1,000	3,100	吉田川	落合	2,300	700	1,600	<p>2 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p> <p>イ.鳴瀬川</p> <p>基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水、昭和41年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点三本木において4,100m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により800m³/sを調節して河道への配分流量を3,300m³/sとする。</p> <p>ロ.吉田川</p> <p>基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和23年9月洪水、昭和33年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点落合において2,300m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により700m³/sを調節して河道への配分流量を1,600m³/sとする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <p style="text-align: right;">(単位: m³/s)</p> <table border="1" data-bbox="1149 1034 2089 1220"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th> <th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th> <th>河道への配分流量 (m³/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>三本木</td> <td>4,100</td> <td>800</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>落合</td> <td>2,300</td> <td>700</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)	鳴瀬川	三本木	4,100	800	3,300	吉田川	落合	2,300	700	1,600
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	ダムによる調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)																											
鳴瀬川	三本木	4,100	1,000	3,100																											
吉田川	落合	2,300	700	1,600																											
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)																											
鳴瀬川	三本木	4,100	800	3,300																											
吉田川	落合	2,300	700	1,600																											

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は、三本木において3,100m³/secとし、その下流で新江合川からの流入量を合わせ、鹿島台において3,900m³/secとし、更に吉田川からの流入量を合わせ、河口において5,100m³/secとする。</p> <p style="text-align: center;">鳴瀬川計画高水流量図 単位：m³/sec</p> <p>鳴瀬川 3,100 3,900 5,100</p> <p>新江合川 800 鹿島台 石</p> <p>三本木 吉田川 野蒜 湾</p> <p>善川 700 500 竹林川 落合</p> <p>吉田川</p>	<p>(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は、三本木において3,300m³/sとし、その下流で新江合川からの流入量を合わせ、野田橋において4,100m³/sとし、さらに吉田川からの流入量を合わせ、河口において5,300m³/sとする。</p> <p style="text-align: center;">鳴瀬川計画高水流量図 (単位：m³/s)</p> <p>鳴瀬川 3,300 4,100 5,300</p> <p>新江合川 800 野田橋 石</p> <p>三本木 吉田川 野蒜 湾</p> <p>善川 700 500 竹林川 落合</p> <p>吉田川</p>

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画					鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）																																																																						
<p>3 河川工事の実施に関する事項</p> <p>(1)主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項</p> <p>イ.計画高水位</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">地点名</th> <th rowspan="2">河口からの距離(km)</th> <th colspan="2">計画高水位</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>S.P.(m)</th> <th>T.P(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳴瀬川</td> <td>三本木</td> <td>35.9</td> <td>23.66</td> <td>23.57</td> <td rowspan="7">計画高潮位 S.P.1.69m 打上げ高 4.61m</td> </tr> <tr> <td>野田橋</td> <td>24.7</td> <td>16.52</td> <td>16.43</td> </tr> <tr> <td>鹿島台</td> <td>9.0</td> <td>9.14</td> <td>9.05</td> </tr> <tr> <td>野蒜</td> <td>0.6</td> <td>6.30</td> <td>6.21</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">吉田川</td> <td>落合</td> <td>27.9</td> <td>13.40</td> <td>13.31</td> </tr> <tr> <td>二子屋橋</td> <td>9.8</td> <td>8.65</td> <td>8.56</td> </tr> <tr> <td>鹿島台</td> <td>9.0</td> <td>8.31</td> <td>8.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)T.P.東京湾中等潮位 S.P.塩釜湾中等潮位 S.P.零点高 = T.P.零点高 - 0.0873m 計画高潮堤防高</p>					河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位		摘要	S.P.(m)	T.P(m)	鳴瀬川	三本木	35.9	23.66	23.57	計画高潮位 S.P.1.69m 打上げ高 4.61m	野田橋	24.7	16.52	16.43	鹿島台	9.0	9.14	9.05	野蒜	0.6	6.30	6.21	吉田川	落合	27.9	13.40	13.31	二子屋橋	9.8	8.65	8.56	鹿島台	9.0	8.31	8.22	<p>(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口からの距離(km)</th> <th>計画高水位 T.P(m)</th> <th>川幅 (m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳴瀬川</td> <td>三本木</td> <td>35.9</td> <td>23.41</td> <td>140</td> <td rowspan="4">計画高潮位 T.P.1.60m 打上げ高 4.61m</td> </tr> <tr> <td>野田橋</td> <td>24.7</td> <td>16.27</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野蒜</td> <td rowspan="2">0.6</td> <td>3.10</td> <td rowspan="2">350</td> </tr> <tr> <td>6.21</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>落合</td> <td>27.9</td> <td>13.10</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)T.P.東京湾中等潮位 計画高潮堤防高</p>						河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)	摘要	鳴瀬川	三本木	35.9	23.41	140	計画高潮位 T.P.1.60m 打上げ高 4.61m	野田橋	24.7	16.27	240	野蒜	0.6	3.10	350	6.21	吉田川	落合	27.9	13.10	160
河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位					摘要																																																																			
			S.P.(m)	T.P(m)																																																																							
鳴瀬川	三本木	35.9	23.66	23.57	計画高潮位 S.P.1.69m 打上げ高 4.61m																																																																						
	野田橋	24.7	16.52	16.43																																																																							
	鹿島台	9.0	9.14	9.05																																																																							
	野蒜	0.6	6.30	6.21																																																																							
吉田川	落合	27.9	13.40	13.31																																																																							
	二子屋橋	9.8	8.65	8.56																																																																							
	鹿島台	9.0	8.31	8.22																																																																							
河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)	摘要																																																																						
鳴瀬川	三本木	35.9	23.41	140	計画高潮位 T.P.1.60m 打上げ高 4.61m																																																																						
	野田橋	24.7	16.27	240																																																																							
	野蒜	0.6	3.10	350																																																																							
6.21																																																																											
吉田川	落合	27.9	13.10	160																																																																							

鳴瀬川水系工事実施基本計画と鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表

鳴瀬川水系工事実施基本計画	鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）
<p>(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>鳴瀬川における既得水利としては、野田橋から下流において、農業用水として約$6.53\text{m}^3/\text{sec}$、上水道用水として$0.09\text{m}^3/\text{sec}$合計約$6.62\text{m}^3/\text{sec}$である。吉田川については、落合から下流において、農業用水として$2.67\text{m}^3/\text{sec}$である。</p> <p>これに対して、野田橋における過去26年間の平均濁水流量は$6.5\text{m}^3/\text{sec}$、平均低水流量は$14.3\text{m}^3/\text{sec}$、また落合における過去21年間の平均濁水流量は$0.8\text{m}^3/\text{sec}$、平均低水流量は$2.0\text{m}^3/\text{sec}$である。</p> <p>流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流域内の支川流入量及び還元水量を見込み、流水の占有、流水の清潔の保持、漁業等を併せて考慮し、野田橋でおおむね$7\text{m}^3/\text{sec}$とするほか、吉田川の流量については、更に調査検討のうえ決定するものとする。</p>	<p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>鳴瀬川における既得水利は、鳴瀬川中流堰下流地点において、農業用水として約$0.51\text{m}^3/\text{s}$、水道用水として約$0.06\text{m}^3/\text{s}$、合計約$0.57\text{m}^3/\text{s}$の取水がある。吉田川については、落合地点下流において、農業用水として約$2.0\text{m}^3/\text{s}$の取水がある。</p> <p>これに対し、鳴瀬川中流堰下流地点における過去52年間（昭和27年～平成15年）の平均濁水流量は約$8.3\text{m}^3/\text{s}$、平均低水流量は約$15.7\text{m}^3/\text{s}$、また落合地点における過去52年間（昭和27年～平成15年）の平均濁水流量は約$0.9\text{m}^3/\text{s}$、平均低水流量は約$2.1\text{m}^3/\text{s}$である。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、鳴瀬川中流堰下流地点において、9月から4月は概ね$4\text{m}^3/\text{s}$、5月から8月は概ね$2\text{m}^3/\text{s}$とする。また、吉田川落合地点において、9月から3月は概ね$1\text{m}^3/\text{s}$、4月から8月は概ね$1.5\text{m}^3/\text{s}$とする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>

